

島根県医療介護総合確保促進基金市町村支援事業実施要綱

1 目的

この要綱は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号。以下「医療介護総合確保促進法」という。）第4条に基づく都道府県計画に掲げる事業のうち、市町村が実施主体となつて行うものの実施に必要な事項を定めるものとする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、島根県内の市町村とする。

3 事業内容

(1) 訪問診療・訪問看護確保対策事業

ア 訪問診療支援事業 (別記1)

イ 訪問看護ステーション支援事業 (別記2)

(2) 訪問看護ステーションサテライト整備事業 (別記3)

(3) 地域包括ケアシステムの構築に係る医療関係者と住民の 交流推進・理解促進事業 (別記4)

4 実施期間

医療介護総合確保促進法第4条に基づく島根県計画に定める期間とする。

5 県の補助

県は、予算の範囲内で、本事業に要する経費について、別に定める基準（交付要綱）により補助するものとする。

6 その他

この事業の実施に関し、この要綱に定めのない事項については、別途定めるものとする。

附則（平成27年10月9日医第763号）

この要綱は、平成27年10月10日から適用する。

附則（平成27年11月20日医第906号）

この要綱は、平成27年11月20日から適用する。

附則（平成30年3月23日医第1363号）

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附則（平成31年3月20日医第1637号）

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

(別記1)

訪問診療支援事業

1 事業目的

条件不利地域における訪問診療に取り組む病院・診療所を支援することにより、在宅療養生活の継続が可能となる区域の拡大及び在宅医療の質の向上を図り、地域包括ケアシステムの構築に資することを目的とする。

2 用語の定義

- (1) 「病院」とは、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第1条の5第1項に規定する病院をいう。
- (2) 「診療所」とは、法第1条の5第2項に規定する診療所のうち、訪問診療に取り組む医師が訪問看護の指示を行っているものいう。
- (3) 「条件不利地域」とは、訪問診療を行う病院・診療所からの距離や道路事情等の要因により、訪問診療が十分に行き届いていない区域として市町村の長が認めたものをいう。

3 事業内容

市町村が条件不利地域における訪問診療に取り組む病院・診療所に対して行う支援のために必要な経費の一部を県が補助する。

.....

(別記2)

訪問看護ステーション支援事業

1 事業目的

条件不利地域における訪問看護に取り組む訪問看護ステーションを支援することにより、在宅療養生活の継続が可能となる区域の拡大及び在宅医療の質の向上を図り、地域包括ケアシステムの構築に資することを目的とする。

2 用語の定義

- (1) 「訪問看護ステーション」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項本文の指定を受けた事業者（法第71条第1項の規定により開設者が指定居宅サービス事業者とみなされた病院及び診療所を除く。）をいう。
- (2) 「条件不利地域」とは、訪問看護ステーションからの距離や道路事情等の要因により、訪問看護が十分に行き届いていない区域として市町村の長が認めたものをいう。

3 事業内容

市町村が条件不利地域における訪問看護に取り組む訪問看護ステーションに対して行う支援のために必要な経費の一部を県が補助する。

ただし、医療保険における特別地域訪問看護加算を算定したものは支援の対象としないものとする。

(別記3)

訪問看護ステーションサテライト整備事業

1 事業目的

条件不利地域において、訪問看護の移動時間を短縮するためのサテライト（支所）を設置することにより、在宅療養生活の継続が可能となる区域の拡大及び在宅医療の質の向上を図り、地域包括ケアシステムの構築に資することを目的とする。

2 用語の定義

- (1) 「訪問看護ステーション」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項本文の指定を受けた事業者（法第71条第1項の規定により開設者が指定居宅サービス事業者とみなされた病院及び診療所を除く。）をいう。
- (2) 「条件不利地域」とは、訪問看護ステーションからの距離や道路事情等の要因により、訪問看護が十分に行き届いていない区域として市町村の長が認めたものをいう。

3 事業内容

- (1) 市町村が、条件不利地域においてサテライトを整備する訪問看護ステーションに対して行う支援のために必要な経費の一部を県が補助する。
- (2) 市町村が条件不利地域においてサテライトを整備するために必要な経費の一部を県が補助する。

(別記4)

地域包括ケアシステムの構築に係る医療関係者と住民の

交流推進・理解促進事業

1 事業目的

地域医療を支える医療関係者の取組みや在宅医療の重要性について、研修会や広報媒体、医療関係者との交流等を通じて、住民の理解促進が図られることにより、地域包括ケアシステムの構築に資することを目的とする。

2 事業内容

市町村が、地域包括ケアシステム構築にあたって必要となる、医療関係者と地域住民の交流推進・理解促進を行うため以下の事業に新たに取り組む場合、必要な経費の一部を県が補助する。

①医療関係者・住民が地域医療への理解を深めることを目的とした研修会、座談会等の開催

(例：在宅看取りなどの先駆的テーマに積極的に取り組む地域の関係者を招へい)

②住民の意識醸成を目的とした映像コンテンツ等広報媒体の制作

(例：在宅医療の仕組みやそれを支える多職種を取組みをケーブルテレビ等で放映)

③地域包括ケアシステムの構築に係る医療関係者と住民、医療関係者同士、医療関係者と介護関係者の交流推進・理解促進に資する新たな取組みとして県が認めるもの

④将来、地域包括ケアシステムの担い手となる医療関係者を育成するにあたって開催する交流会等の必要経費の内、県が認めるもの